

令和3年度京都舞鶴港における水素利活用方法等調査・分析等業務  
 質疑及び回答

1	質疑	<p>委任状（第5号様式）を提出する場合、下記書類は本社代表取締役社長印もしくは事務所長印のいずれを押印すれば良いか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般競争入札参加資格審査申請書</li> <li>・ 取引使用印鑑届</li> <li>・ 委任状</li> <li>・ 誓約書</li> </ul>
	回答	<p>委任状（第5号様式）の委任者欄の記名・押印については、代表取締役のものがが必要です。</p> <p>また、委任状（第5号様式）を御提出される場合、下記の提出書類は代表取締役印もしくは事務所長印のいずれで作成されても結構です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般競争入札参加資格審査申請書</li> <li>・ 取引使用印鑑届</li> <li>・ 誓約書</li> </ul>
2	質疑	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 府税納税証明願（第2号様式）に記載する住所・商号・名称について、支社の記載でも構わないか。また支社での提出の場合、委任状は不要か。</li> <li>・ 委任状（第5号様式）を作成する場合において、誓約書に記載する名称は本社もしくは支社のどちらがよいか。</li> </ul>
	回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 府税納税証明願（第2号様式）の住所・商号・名称については、支社の記載でも結構です。</li> </ul> <p>なお、府税納税証明に係る申請手続の詳細につきましては、京都府総務部税務課管理係（TEL：075-414-4504, 4505）までご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委任状（第5号様式）を御提出される場合、誓約書に記載する名称は、支社の記載でも可能です。</li> </ul>